

## 付録2 平成28年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

### 凡 例

- 1 平成28年4月1日から29年3月31日までの間に係属した事件95件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
  - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
  - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	青森県平成28年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音被害防止請求事件	28. 4. 26	青森県住民1人	社会福祉法人	申請人は、被申請人が営む特別養護老人ホームから発生する騒音等により、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、エアコン、床暖ヒートポンプ、ランドリー、ヒートポンプ給湯機から発生する音を低くすること。	28. 5. 20	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
2	宮城県平成28年(調)第1号事件	砕石場からの騒音・粉じん被害防止等請求事件	28. 7. 15	宮城県住民2人	砕石製造販売会社	申請人らは、被申請人砕石場から発生する粉じん及び騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人砕石場より発生する粉じんを防止するための効果的な粉じん防止対策を講じること、②被申請人砕石場より発生する騒音の発生を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること、③申請人らの住居に隣接する市道を走行する砕石運搬車の運行により発生する粉じんの舞上がり及び騒音を防止するため効果的な対策を講じること、④被申請人設置の沈殿池からB川に至る配管経路を申請人Aの所有地に関わらない経路に変更すること、⑤申請人ら所有の居宅及び事務所の各所の粉じん付着に対する除去対策を講じること。			
3	宮城県平成28年(調)第2号事件	スーパーマーケット等からのゴミ流入による水質汚濁・土壌汚染被害防止及び損害賠償請求事件	28. 7. 20	宮城県住民1人	スーパーマーケット 小売業者 ドラッグストア	被申請人らは申請人の所有する田に隣接する土地で営業を行っており、そこから発生する廃棄物が申請人の田及び水路に悪影響を及ぼしている。よって、被申請人らは、①申請人の田について、ごみが流入しないよう、フェンス下部にネットを張ったり、1日2回以上見回り・ごみ拾いをしたりするなど適切な措置をとること、②申請人の田について、その接続する水路の水質維持につき毎年3月から10月にかけて1か月に1回以上の清掃等の適切な措置を取ること、③調停が成立するまで期間につき、申請人に対し、相当額の賠償金を支払うこと。			
4	福島県平成28年(調)第1号事件	事業場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	28. 10. 4	福島県住民1人	建築材料卸売業者	被申請人会社は建築材料卸売業（砂利、砕石、土・砂卸売業）を営んでおり、そこから発生する騒音、粉じん等により、申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、①毎日発生する騒音を減少させるために防音壁を設置すること、②排気ガスを発生させる他社のダンプカーを他の場所に移動させること、③土砂ぼこりを減少させるために、水撒き等の徹底（市道への出入口も含む）を行うこと。			
5	茨城県平成27年(調)第1号事件	スーパーマーケットからの騒音・振動被害防止請求事件	27. 8. 14	茨城県住民3人	スーパーマーケット	申請人らは、被申請人スーパーマーケットの室外機、ヒートポンプ給湯機、キュービクルや換気扇等から発せられる騒音及び振動音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人はスーパーマーケットの①室外機及びヒートポンプ給湯機を移設すること、②キュービクル及び換気扇の防音対策を採ること、③駐車場にアイドリングストップ、前進駐車等の標示を立てること。	28. 4. 22	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
6	栃木県平成27年(調)第1号事件	木材チップ工場騒音被害防止請求事件	27. 10. 21	栃木県住民1人	木材会社	被申請人の木材チップ工場から発せられる破碎機の騒音により、申請人は精神的苦痛を受けている。また、申請人の妻及び娘は療養中であり、騒音被害により病状が悪化しないか心配である。よって、被申請人は、騒音被害対策、完全な防音壁を設置すること。			
7	群馬県平成27年(調)第1号事件	リサイクル工場からの悪	27. 11. 16	群馬県住民87人	スーパーマーケット等運営	この問題が起きてから2年半以上、陳情書を出してから1年経過している。この問題を解決し、一日も早く以前と同じような良	28. 12. 27	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	臭・騒音被害防止等請求事件			会社	い環境に戻ってほしい。よって、被申請人は、①悪臭、騒音、煙、汚水について、地域住民の迷惑にならないようにすること、②発砲スチロールの減容に伴うガス、臭気の対策を行うこと。			進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
8	群馬県平成28年(調)第1号事件(参加)	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	28. 1. 25	群馬県住民1人	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。	28. 12. 27	調停成立	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。
9	群馬県平成28年(調)第2号事件(参加)	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	28. 4. 15	群馬県住民1人	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。	28. 12. 27	調停成立	群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。
10	埼玉県平成27年(調)第1号事件	エアコン室外機及び乾燥機からの騒音・悪臭被害防止請求事件	27. 2. 10	埼玉県住民11人	老人ホーム	申請人らは、被申請人の施設に設置されているエアコン室外機及び乾燥機からの騒音により、精神的苦痛及び安眠妨害を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、市の環境条例の規制基準内にとどまるよう対策を講じること、②エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、これを軽減する措置を採ること、③エアコン室外機及び乾燥機の騒音軽減のため、運転時間を午前6時から午後10時までとすること、④乾燥機の使用による悪臭軽減のための処置をとること、⑤上記措置を採らない場合、半年の猶予期間後、当該施設の移転又はエアコン室外機及び乾燥機の移設をすること。	29. 2. 24	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
11	埼玉県平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機等からの騒音被害防止請求事件	27. 9. 29	埼玉県住民1人	埼玉県住民1人住宅販売会社	申請人は、被申請人宅から発せられる音によって健康被害(不眠、頭痛、吐き気など)を受けている。よって、被申請人らは、①被申請人宅に設置している家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニットを被申請人宅の北西の角付近から南側の掃出し窓付近に移設し、その運転音などが申請人宅に及ばないようにすること。また、移設が完了するまで、運転時間を午後3時から午後9時に変更すること。移設が不可能である場合は、撤去の上、代わりに電気温水器を設置すること、②被申請人宅に設置している太陽光発電のパワコンを屋外から屋内に移設し、その運転音などが申請人宅に及ばないようにすること、③被申請人宅の浴室換気口のカバーを消音型のものに交換し、ゴムパッキンを取り付けるなど対策を講じて、換気口からの音が申請人宅に及ばないようにすること、④被申請人宅の浴室付近の騒音について、規制基準内にとどまるよう対策を講じること。	28. 8. 2	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
12	埼玉県平成27年(調)第4号事件	ゴミ焼却施設建設差止請求事件	27. 12. 25	埼玉県住民3人 群馬県住民1人 東京都住民1人	町(代表者町長)環境保全組合	申請人らは、新ごみ焼却施設(以下、「本件施設」という。)の稼働により、本件施設から排出される有害物質等及び廃棄物の運搬車両から排出される有害物質等により、生命・健康及び生活・財産に対する被害を受けるおそれがある。よって、①被申請人Aは、本件施設を建設・操業してはな	28. 9. 26	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						らない、②被申請人Bは、本件施設建設場所の決定を撤回し、同施設建設に適した場所の選定手続をやり直すこと。			切り、本件は終結した。
13	埼玉県平成28年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	28. 1. 7	埼玉県住民1人	板金加工会社	申請人及び申請人の家族は、被申請人の工場の発する板金をたたく音やフォークリフトの騒音、振動、溶接による閃光等の被害に悩まされており、感情の乱れ、食欲不振、耳からのめまい、不眠などの体調不良の状態となっている。よって、被申請人は、作業場所を移転すること又は騒音規定内の作業工程の見直しを施し、騒音が発生しないよう措置を講ずること。	28. 9. 20	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
14	埼玉県平成28年(調)第2号事件	浴室換気扇からの悪臭被害防止請求事件	28. 1. 8	埼玉県住民1人	埼玉県住民1人	被申請人宅の浴室の換気扇が申請人宅に向いており、被申請人宅の浴室の臭気が申請人宅に流入する。毎日長時間に及ぶカビやドブのような臭いにより、申請人は苦痛と健康面での不安を感じている。よって、被申請人は、被申請人宅の浴室に設置されている換気扇からの臭気を低減する措置を採ること。	28. 4. 11	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
15	埼玉県平成28年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	28. 3. 2	埼玉県住民4人	スーパーマーケット	被申請人が経営するスーパーマーケットからの騒音・悪臭などにより、申請人は睡眠不足等の肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、経営するスーパーマーケットの店舗及び倉庫から、商品の搬出入に係る音、店内放送音、従業員の話し声、空調室外機の運転音、惣菜の揚げ油等の騒音・悪臭などを発生させないよう対策を行うこと。具体的には、①商品の搬出入に用いる台車について、店舗と倉庫との間の通行を制限する、②店舗及び倉庫の出入口には防音扉・二重扉等を設置する、③店舗及び倉庫の壁・天井に吸音材・遮音材を貼り付ける、④倉庫内での作業時間を制限する、⑤店舗及び倉庫に設置されている空調室外機を店舗南側に移設する、⑥倉庫の東西にある駐輪場を店舗南側に移設する、⑦トラックによる商品の搬入時間を制限する、⑧店舗の調理場の給排気口を店舗南側に移設する、⑨申請人に450万円を支払う、こと等を求める。	28. 8. 31	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
16	埼玉県平成28年(調)第4号事件(参加)	ゴミ焼却施設建設差止請求事件	28. 3. 15	埼玉県住民1人	埼玉県平成27年(調)第4号事件と同じ	埼玉県平成27年(調)第4号事件と同じ。	28. 9. 26	調停打ち切り	埼玉県平成27年(調)第4号事件と同じ。
17	埼玉県平成28年(調)第5号事件	農業用井戸からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28. 12. 9	埼玉県住民1人	埼玉県住民1人	申請人及び申請人の家族は、申請人の住所に隣接する農地に被申請人が設置している農業用井戸のポンプから発する騒音に長年悩まされ、耳鳴り、情緒不安定、精神不安、頭痛等の精神的被害が生じ受忍限度を超えている。よって、被申請人は、①被申請人農地に設置している農業用井戸のポンプを使用しないこと、②申請人に対し、金100万円を支払うこと。			
18	千葉県平成28年(調)第1号事件	産業廃棄物処理施設における運用改善等請求事件	28. 7. 20	千葉県住民29人	千葉県(代表者知事) 廃棄物処理業者	施設の稼働等により化学物質が発生し、周辺の住民に様々な健康被害が生じていることから被申請人A社に対し施設の改善を求めたが、十分な対策が施されておらず、また、被申請人千葉県の被申請人A社に対する指導が不十分であり、状況が改善されていない。よって、被申請人A社は、①施設内の破碎選別棟の負圧機能を高めるための施設の改善をすること、②施設に設置され			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						た煙突からの排ガスの下降対策としての煙突の改善をすること、③施設における運用面の改善をすること。被申請人千葉県は、被申請人A社の施設内及び周辺のVOCの定性分析調査及び定量分析調査を実施の上、上記①から③の項目が実現するよう、被申請人A社を指導すること。			
19	千葉県平成29年(調)第1号事件	トラクタ振動等被害防止等請求事件	29. 2. 13	千葉県住民1人	千葉県住民3人	被申請人らは、申請人住所西側に隣接する畑で大型トラクタを稼働させており、その振動・騒音によって、申請人の身体及び居住家屋等に被害が生じている。よって、被申請人らは、①損害に対する金員を支払うこと、②公害に係る畑において、公害発生原因となる事業活動を停止すること。			
20	千葉県平成29年(調)第2号事件	製氷工場からの騒音等被害防止請求事件	29. 3. 8	千葉県住民1人	千葉県住民1人	平成28年4月末の製氷工場内の電動機交換工事後に騒音、振動が著しく激しくなり、安眠ができないことを始め平穏な環境の日常生活が送れない。また、工場の稼働により昼夜を問わず発生する騒音、振動により申請人の受ける被害は、社会通念上受忍しなければならない限度をはるかに超えている。よって、被申請人は、①直ちに製氷工場からの騒音、振動の発生を停止、もしくはその数値を低減すること、②今後速やかに製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械を申請人宅に影響のでない場所へ移動すること、③②の移動が完了するまでの期間、夜間(午後7時以降、午前7時までの間)製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械は稼働しないこと。			
21	千葉県平成29年(調)第3号事件	一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件	29. 3. 21	自治会	市(代表者市長)	施設が稼働開始したときから現在まで、施設が存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人の中で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、①一般廃棄物処理施設を直ちに操業停止すること、②停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、③一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。			
22	東京都平成26年(調)第1号事件	清掃事務所からの騒音被害防止請求事件	26. 1. 30	東京都住民1人	区(代表者区長)	被申請人清掃事務所は、月曜日から土曜日まで、ごみ収集を行う清掃作業員の集合、解散場所に利用されている。清掃事務所の西側出入口付近で、午前7時半頃から出発、帰庁を繰り返す、清掃車が大きな騒音を立てて走行する、事務所構内でアイドリングする、バックや曲がる際のサイン音を発生させる、清掃作業員が集合場所で大きな声で会話する、道路に出て大声で誘導するなどの騒音に悩まされ続け、窓を開けることも差し支えるといった生活侵害を受け、健康被害も生じかねない。また、清掃事務所では収集したごみの一部を事務所構内で圧縮する作業を行っている。この圧縮作業をしている際に発生する騒音及び悪臭と、清掃車の大きなアイドリング音が申請人宅に届き悩まされている。よって、被申請人は、①清掃車の出入りと、清掃作業員の送迎乗車を、清掃事務所の西側道路ではなく東側で行うこと、②清掃事務所内におけるごみ圧縮作業を中止すること、③清掃事務所の土曜日・祝日の作業は東側道路付近で行うこと及び日曜日、祝日の清掃事務所の稼働を中止すること。	28. 6. 21	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
23	東京都平成26年(調)第2号事件	結婚式場からの騒音被害防止請求事件	26. 4. 2	東京都住民1人	結婚式場運営会社	被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている。また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間の工事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。			
24	東京都平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・低周波音被害防止請求事件	27. 5. 12	東京都住民2人	東京都住民1人	家庭用ヒートポンプ給湯機から発生する低周波音のために、申請人らは深刻な不眠、しびれ、頭痛、耳鳴り、自立神経失調症等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①ヒートポンプ給湯機の使用を停止すること、②ヒートポンプ給湯機を電気温水器、ガス給湯器などの低周波音を発生させない機械に交換すること。	28. 5. 9	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
25	東京都平成27年(調)第3号事件	印刷工場からの騒音被害防止請求事件	27. 6. 10	東京都住民2人	印刷会社	申請人らは、被申請人の印刷工場から発生する騒音のため、血圧の上昇、耳鳴り、ストレス、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①午後8時から午前7時までの夜間・早朝操業を即時中止すること、②印刷機械のモーター回転を下げるなどして、被申請人印刷工場からの騒音を低減させること、③申請人の家屋に隣接して設置してある印刷機械を工場中心部に移設すること。	29. 3. 15	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
26	東京都平成27年(調)第5号事件	マンション内公開空地等からの騒音被害防止等請求事件	27. 8. 28	東京都住民3人	マンション管理組合	被申請人が管理するマンションの広場状空地、歩道状空地及び公開空地は、建築基準法に基づく公開設計制度により設けられ、歩行者が日常自由に通行または利用できるものだが、これを遵法していない。また、三方(北・西・南)を高い建物に囲まれ、風と音の通り道となっており、わめき声、叫び声などがうるさくて健康に良くない。さらに、庭木剪定作業におけるチェーンソーは規制値以上の騒音を発生しており、また、ベランダ屋外での洗濯物、布団干しは、風で落下すると危険である。よって、(1)被申請人は、マンションの広場状空地、歩道状空地及び公開空地での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止と自転車走行の禁止、(2)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと、(3)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団たたきの禁止、(4)工事をする場合は事前に連絡すること。	28. 6. 2	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
27	東京都平成27年(調)第6号事件	マンション内自主管理公園等からの騒音被害防止等請求事件	27. 8. 28	東京都住民3人	マンション管理組合	三方(北・西・南)を高い建物に囲まれ、風と音の通り道となっており、わめき声、叫び声などうるさくて健康に良くない。また、庭木剪定作業におけるチェーンソーは規制値以上の騒音を発生している。さらに、ベランダ屋外での洗濯物、布団干しは、風で落下すると危険である。よって、(1)被申請人の自主管理公園での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止、(2)申請人宅の北側道路上での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等	28. 6. 2	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止、(3)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと、(4)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団たたきの禁止、(5)工事をする場合は事前に連絡すること。			
28	東京都平成27年(調)第7号事件	駐車場からの騒音・排気ガス被害防止請求事件	27. 8. 31	東京都住民2人	駐車場管理会社	駐車場からの耐え難い騒音と排気ガス臭により被害を受けている。よって、被申請人は、①当該パーキングの区画15及び16をコインパーキングではなく月極駐車に変更すること、②当該パーキング区画15及び16と申請人住所地との境に防音壁を設置すること、③当該パーキングの駐車方法につき、区画11～20全てを、「前向き駐車(自動車の頭を前に向けて駐車する)」とすること、④当該パーキングを利用する者に対し、アイドリングストップ及びドアの静かな開閉の告知を徹底すること。	28. 9. 21	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
29	東京都平成27年(調)第8号事件	飲食店からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	27. 11. 27	東京都住民1人	飲食店	申請人は、騒音のために血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①ダクトの交換・調整をするなどして、被申請人経営の店舗からの騒音を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、並びに、同規則所定の規制基準値以下に低減すること、②上記措置を採らない場合、上記店舗のダクトを稼働してはならないこと、③申請人に対し、平成26年4月から上記低減に至るまで生じていた騒音に対する損害賠償金として、金100万円を支払うこと。			
30	東京都平成28年(調)第1号事件	自動車修理工場からの騒音及び粉じん防止請求事件	28. 4. 14	東京都住民2人	自動車修理会社	申請人らは、騒音により血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人工場の土地に防音壁を設置し、工場からの騒音を低減すること、設置後のメンテナンスも行うこと、②工場の作業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の作業を行わないこと、③粉じんを工場外へ飛散させないよう対策すること、④悪臭を発生させないこと、⑤上記①から④の措置を採らない場合、工場を現在地から移転すること。			
31	東京都平成28年(調)第2号事件	保育所からの騒音低減請求事件	28. 6. 3	東京都住民1人	社会福祉法人	保育所からの騒音により、申請人の生活に支障が生じている。よって、被申請人は、①被申請人が運営する保育園からの騒音を低減すること、②園庭での園児の運動について騒音を減らすように具体的な対策を行うこと。具体策としては、現時点で、騒音を防ぐ透明な壁(光透過板)等の設置を希望するが、この方策では被申請人宅の風通しを悪化させる可能性が高いため、検討中である。			
32	東京都平成28年(調)第3号事件	幼稚園からの煙害防止請求事件	28. 12. 12	東京都住民1人	私立幼稚園	煙により、申請人家族のぜん息発作が誘発され、健康被害を受けている。よって、被申請人は、ガスカセットコンロを使用したり、近隣のバーベキュー場を利用したりするなどして、被申請人経営の幼稚園の園庭から、野外焼却行為による煙の排出をしないこと。			
33	神奈川県平成23年(調)第2号事件	道路建設に係る大気汚染予測手法請求事件	23. 8. 31	神奈川県住民5人	国(代表者国土交通大臣)高速道路管理会社	①被申請人らが環境影響評価に用いたブルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②ブルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民	28. 3. 3 29. 2. 20	一部調停申請 取下げ 一部調停成立	調停委員会は、30回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を申

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
						<p>の健康被害を招くおそれがある、③ブルーム・パフモデルは排気ガスの進行方向、その横方向及び垂直方向への排気ガスの拡散を正規分布と仮定し、かつ、地表面では鏡面の様にガスが完全反射するという仮定の上に定式化されたもので、拡散場のパラメーター（正規分布の標準偏差）は一様な値となっており、土地建物の凹凸や地表面粗さなど拡散場の地域特性を表現することはできない。A線沿線は、谷戸が多く地表面は凸凹に富み、気流や拡散の様相は一様ではない。また、逆転層の発生が頻発しており、拡散に係る大気鉛直構造も複雑で一様なパラメーターで表すことはできない。このような空間の局所性による影響については、空間を三次元の微小部分に分割して表現する三次元流体モデルが適している、④浮遊粒子状物質（SPM）については当初事業者アセスでは実施せず、その後、事業者がブルーム・パフモデルを用いて実施したが、これらもNO2の場合と同じく結果を過小評価する傾向がある。よって、被申請人らは、三次元流体モデルを用いてA線の環境影響評価の大気汚染予測をやり直すこと。</p>			<p>請人4人と被申請人らが受諾し、本件は終結した。なお、申請人1人については、都合により、調停申請を取り下げた。</p>
34	神奈川県 平成28年 (調)第1 号事件	幼稚園騒音防止対策等請求事件	28. 2. 17	神奈川県 住民2人	学校法人	<p>申請人らの敷地と被申請人の敷地間に音を遮る壁が無いため幼稚園で発生した騒音が減音することがなく、また、被申請人は騒音低減を申し入れても窓を閉めることさえせず、申請人らは騒音により長い期間にわたり精神的苦痛を受けた。よって、(1)被申請人は、幼稚園建屋及び申請人との敷地間に騒音対策をすること。①防音壁を設置すること、防音壁は保育中の窓閉めを確認できるよう透明なものにすること、②幼稚園建屋1の西側外壁を減音効果の大きい壁にすること、③幼稚園建屋1の西側は窓開口面積の縮小と二重サッシ化あるいは無窓化すること、④幼稚園建屋1の西側に窓を残す場合は、保育中に窓を閉めること、⑤幼稚園建屋1の南側の窓を二重サッシ化し、保育中は窓を閉めること、⑥幼稚園建屋1、建屋2間の渡り廊下に防音対策をすること、⑦幼稚園建屋2の西側の窓を二重サッシ化し保育中は窓を閉めること、(2)被申請人は49年にわたる騒音に対し慰謝料として金438万円を支払うこと、(3)被申請人は幼稚園の園児数、行事などの運営の現状と変化を、申請人へ都度説明すること。</p>	28.10.20	調停打ち切り	<p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
35	神奈川県 平成28年 (調)第2 号事件	卓球場からの騒音・振動被害防止請求事件	28. 2. 18	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	<p>被申請人は、卓球場を自ら使用しあるいは第三者に使用させて卓球をする際に、人が床を踏む足音によって低音の騒音、振動を発生させており、騒音・振動の測定をしたところ、市条例の規制基準を超えている時間帯が多数あり、申請人は自宅における平穏な生活に支障を来している。よって、被申請人は、被申請人が経営する卓球場において、卓球をしている際の騒音振動を市条例の騒音・振動の規制基準未満になるように建物の床、壁を改良する等の改善措置を採ること。</p>	28.11. 4	調停打ち切り	<p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
36	神奈川県 平成29年 (調)第1 号事件	開発工事による振動被害家屋の修繕	29. 2. 1	神奈川県 住民3人	住宅販売会社	<p>被申請人が実施した家屋建設のための工事により、申請人らの家屋が揺れ、家屋外壁、風呂場のタイルや天井にひび割れが生じた。よって、被申請人は、①申請人らの</p>			



No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		等請求事件				家屋に対して専門家による家屋診断を実施し、被申請人が行う工事前にはなかった申請人家屋の損害箇所を明らかにするとともに、その損害箇所を修繕すること、②①に係る一切の費用を負担すること。			
37	新潟県 平成27年 (調)第1 号事件	スクラップ業者による騒音被害防止等請求事件	27. 2. 9	新潟県 住民1人	製鋼・鋳造原料加工会社	申請人は、平成20年頃から、被申請人の工場に設置されているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音等に悩まされるようになった。被申請人への改善要求に対しても十分な措置が採られることはなく、平穏な生活が侵害され続けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場に設置しているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音について、完全な防音対策を採ること、②ギロチンシャーから飛来する金属片等の物について、完全な防止対策を採ること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。	28.10.21	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
38	富山県 平成29年 (調)第1 号事件	店舗からの騒音・低周波音被害損害賠償請求事件	29. 1. 10	富山県 住民1人	酒・釣器具店	被申請人店舗からの業務用冷蔵庫、一階の空調室外機及び屋上の空調室外機からの騒音・低周波音、被申請人及びその家族、来客及び業者が車・トラックのドアを開める音、深夜・早朝の来客の車のエンジン音及び話し声、来客の改造車のマフラー音による騒音により、身体・精神的苦痛を受けており、生活が困難になった。よって、被申請人は、申請人の居住地の土地・建物を買取り、その買取り費用、引越費用、諸経費として申請人に合計1,000万円を支払うこと。			
39	石川県 平成28年 (調)第1 号事件	道路からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28. 1. 12	石川県 住民2人	市(代表者市長)	国道A号線と市道B号線が連結されたため、申請人住居が市道に突出した住宅環境になった。申請人住居横の市道B号線を通り抜ける多数の走行車の風景及び騒音により精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①市道B号線の道路管理者として、「終日大型車・中型車進入禁止」、「時間規制」を早期に実施すること、②①の要望と同時に走行車の速度規制についても、関係機関と協議を行い、早期に実施すること、③市道B号線を「生活道路」として認識している以上、通り抜けのみに市道を利用する車をさらに自主規制させる効果ある対策を早期に実施すること、④現在においても上記措置を採らない為、相当の慰謝料及び住居建具を防音サッシに取り替える費用59万5千円を支払うこと。	28. 5. 25	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
40	福井県 平成28年 (調)第1 号事件	連続立体交差事業工事による騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	28. 7. 12	福井県 住民2人	福井県(代表者知事) 鉄道会社	申請人らは、被申請人らの行うA駅付近連続立体交差事業工事の騒音・振動により通常の生活を送ることができないほどの影響を受け、その振動により境界ブロック塀の損傷を受け、申請人宅に損傷を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①A駅付近連続立体交差事業工事に伴う騒音及び振動について使用機械及び工法を変更し、防音壁を設置するなどこれを低減する措置を講じること、②騒音・振動の発生する作業時間を短縮すること、③鉄道運行時の騒音・振動を低減する措置を講じること、④申請人Bの所有する境界ブロック塀の損傷についての損害賠償金として金9,630,360円を支払うこと、⑤被申請人高架構築物と	28.12.16	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						申請人宅との間に適切な緩衝空地を設けること、⑥申請人Cに対して鉄道及び工事の騒音・振動による精神的身体的損害についての慰謝料として金300万円を支払うこと。			
41	長野県平成28年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害防止請求事件	28. 4. 28	長野県住民1人	長野県住民1人	被申請人が居住するようになってから、煙突から排出される煙によって、申請人の母が間質性肺炎に罹患したり、洗濯物を外に干せなかったり、部屋の窓を開けられない等の被害を受けている。よって、被申請人は、所有する建物内に設置した薪ストーブを今後利用しないこと。又は、被申請人は、煙突から排出される煙が申請人の敷地に入らないよう、所有する建物の屋根に設置した煙突を相当程度高くした上で、薪ストーブの適正利用、具体的には、午前5時から午後8時までの間は薪ストーブを利用しないこと、薪ストーブを利用する際はよく乾燥した薪を使用すること及び煙突掃除を1年に1回以上行い、その都度書面で申請人に報告することをそれぞれ行うこと。	28. 8. 9	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
42	長野県平成28年(調)第2号事件	酒類販売店における瓶破砕騒音防止請求事件	28. 9. 15	長野県住民1人	酒類販売店	申請人は、日曜祝日を除く日中、1日当たり約10回、1回当たり約15分程度、被申請人が瓶を割ることで生じる騒音により被害を受けている。よって、被申請人は、①瓶を割る行為を一切やめること、②申請人に対して慰謝料として100万円を支払うこと。			
43	岐阜県平成27年(調)第1号事件	営農関連施設からの騒音被害防止請求事件	27. 6. 8	岐阜県住民2人	農業関連団体	被申請人の運営する農業関連施設から発生する騒音は、受忍限度を超えている。被申請人に対し対策を求めているが、改善しない。よって、被申請人は、防音壁を設置するなどの対策を採るとともに、操業時間を午前9時から午後5時までとするなど、夜間の騒音発生を防止するための対策を採ること。	28. 10. 27	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終結した。
44	岐阜県平成28年(調)第1号事件	大規模温室からの騒音被害防止請求事件	28. 12. 13	岐阜県住民1人	農業関連団体	機器運転中の騒音、機器の運転と停止が繰り返されることによる騒音発生と静寂の繰り返し、機器起動時の騒音変化などが、生活の支障となっており、長期間(概ね6か月)の連続運転による苦痛を感じている。よって、被申請人は、①11月中旬から5月初旬までの温水発生器及び温水循環器の騒音対策を行うこと、②①以外の期間の換気扇運転時の騒音の低減及び遮蔽をすること。			
45	静岡県平成28年(調)第1号事件	自動車修理工場からの悪臭・騒音防止請求事件	28. 3. 22	静岡県住民1人	自動車修理会社	被申請人が営む自動車修理工場からの悪臭・騒音によって被害を受けている。よって、被申請人は、作業中の悪臭・騒音に対する十分な対策を採ること。	28. 5. 19	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
46	静岡県平成28年(調)第2号事件	道路からの騒音・振動・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	28. 8. 10	静岡県住民1人	市(代表者市長)	申請人は、自宅前の道路からの振動により、家の修繕費用が発生したこと及び道路騒音、道路振動、道路からの悪臭により苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対して、損害賠償として金1,435万円を支払うこと、②申請人宅前の道路から、騒音・振動及び悪臭が発生しないように十分な対策を採ること。			
47	静岡県平成28年(調)第3号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	28. 9. 21	静岡県住民1人	工作所	工場内の騒音により、家の2部屋が使用できず、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①工場での作業音がうるさいため、扉、通用口、窓を閉めること、②騒			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						音が軽減されるよう、申請人宅に二重サッシの設置若しくは、集じん機の周りに防音壁を設置すること。			
48	静岡県平成28年(調)第4号事件	配管業者からの騒音被害防止請求事件	28. 9. 21	静岡県住民1人	配管業者	申請人は、申請人宅に隣接する被申請人会社の従業員駐車場の空きスペースでの作業の騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、グラインダー等を使用した作業で発生させている騒音を止めること。	29. 3. 21	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
49	静岡県平成28年(調)第5号事件	小型船舶販売会社等からの騒音被害防止請求事件	28. 12. 5	静岡県住民1人	総合防災設備・小型船舶販売会社 ジェットスキー販売会社	騒音が、不規則不定期に唐突に生じ、そのため、いつ騒音が発生するか、どのくらい続くのかについて申請人及びその家族は、予測不可能である。そのような状態に常に面しており、騒音自体による苦痛のみならず、いつ発生するか分からない不安感やストレスにさらされ、精神的苦痛も受けている。よって、被申請人は、①モーターボートないしジェットスキーの修理、動作確認等でエンジンを稼働させないこと、②車両等からの積み下ろし作業音、複数人での会話等、騒音とならないよう配慮すること、③隣地境界沿いに設置してある塀を撤去すること。			
50	静岡県平成28年(調)第6号事件	揚水ポンプからの騒音被害防止請求事件	28. 12. 26	静岡県住民1人	ホテル経営会社	地下水をくみ上げる揚水ポンプのうなり音により、深夜苦痛を受け、悩まされている。静かな生活、快適な安眠、春、秋などに窓を開けて寝られる環境を求める。よって、被申請人は、揚水ポンプを海側へ移動又は夜10時から朝5時までの間、地下水を水道水に切り替えること。			
51	愛知県平成27年(調)第3号事件	工事による地盤沈下のおそれ公害防止請求事件	27. 11. 2	愛知県住民2人	市(代表者上下水道局長)	被申請人は、平成26年5月頃に浸水対策を目的とし、降雨を排水するため新たに道路下に下水道管を布設する工事に着工した。しかし、平成27年8月24日、申請人の住所地の北側に隣接する郵便局及び申請人の住所地に近接する土地に道路陥没が発生した。本件工事計画には欠陥があり、申請人ら住所地の交差点南側道路には、他の工事現場と異なり、内径2,600ミリの既設の下水道管があるにもかかわらず、内径2,400ミリの下水道管及び内径2,200ミリの下水道管を上下に重ねて折り返して設置しようとする不自然かつ危険な工事計画となっている。それに加えて、本件工事によるトンネル推進掘削工事の方法が誤っていたために、申請人ら所有地付近の土地に空洞が発生し、道路陥没が発生した可能性が高い。また、被申請人は、平成26年12月に、申請人らが所有する土地建物に隣接する車道で試掘を行っていたが、その試掘のために昼夜車道に車両が通過する度に強い振動が生じ、申請人らが家屋内に居てもその振動が感じられる状態が続いたことから、本件工事前の地盤調査が不十分であった疑いが十分といえる。さらに、本件工事の施工は建築基準法施行令136条の3第3項に違反する危険なもの又は同条に予定するのと同程度に危険なものといえ、違法な工事である。被申請人の違法な工事の施工により申請人らの土地・建物が陥没し、居住できなくなれば、申請人らの土地・建物の所有権が侵害されることは明らかである。よって、被申請人は、申請人ら住所地付近の工事を直ちに差し止めること。	28. 6. 14	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
52	愛知県 平成28年 (調)第1 号事件	工場からの騒音・粉じん被害防止請求事件	28. 8. 8	愛知県 住民3人	鬼瓦製造 販売会社	被申請人の工場から発生する騒音・粉じんにより、日中、コンプレッサのブーンという音や金属音、フォークリフト音が気になり、読書に集中できない、昼寝ができない、次女は頻繁に頭痛や頭の重みを感じており、また3人とも騒音によるストレスに悩まされ、神経過敏、集中力がなくなるなどの症状に悩まされている、騒音を避けるため、一年中24時間窓を全て閉め切っており、また、換気口に防音素材を詰めるなど防音対策を講じており、次女の部屋のサッシを二重窓にし、40万円の費用を要した、外に洗濯物や布団が干せない、窓ガラスや車がすぐに粉じん汚くなるといった被害を受けている。よって、被申請人は、防音壁を設置する、粉じんを減少させる対策を採る等、騒音・粉じんを可能な限り低減する対策を講じること。			
53	愛知県 平成28年 (調)第2 号事件	工場からの騒音・振動・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	28. 8. 30	精密部品 製造販売 会社 愛知県 住民1人	銑鉄鋳 造・機械 加工会社	申請人A社は、①振動によりマシニングセンター(作業機械)が動作不良を起こし、加工速度の低減を余儀なくされ作業効率が低下したため、作業時間が延長し人件費が増加した、②振動対策のため、防振装置の購入、工場内の地盤改良工事の施工を行った、③騒音・振動による従業員の健康被害が発生し、生産性が低下した、④悪臭のため、業務に支障が出ている等の被害を受けており、申請人Bは、①振動による身体の不調や睡眠障害が出ている、②粉じんが自家用車に付着した、③悪臭により窓が開けられない等の被害を受けている。よって、被申請人は、①工場から発生する振動につき、申請人A社における製造工程及び申請人Bにおける静穏な生活に留意し、申請人らの各肩書住所地所在の建物に上記振動が到達しないよう措置を講じること、②工場から発生する音響につき、土地境界線上において、8時ないし19時まで65dB、6時ないし8時及び19時ないし22時まで60dB、並びに、22時ないし6時まで50dB以上の音量を発生させないこと、③工場から発生する酸化鉄を含む粉じんにつき、申請人A社及び申請人B宅に届かせないこと、④申請人A社に対し、金842万6,649円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払うこと、⑤申請人Bに対し、金300万円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払うこと、⑥申請費用は、被申請人の負担とすること。	29. 3. 1	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
54	三重県 平成27年 (調)第1 号事件	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	27. 9. 25	三重県 住民1人	製氷冷蔵 会社	被申請人の行った作業による振動で家屋に被害を受けた。よって、被申請人は①振動が一切起こらないようにすること、②申請人宅2階の振動測定をすること、③冷凍庫等より低周波が出ている可能性が考えられるため、測定をすること、④悪臭防止法の規制に基づくこと。	28. 7. 6	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
55	三重県 平成28年 (調)第1 号事件	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事	28. 1. 25	三重県 住民1人	廃棄金属 リサイク ル会社	事業所において、運んできた金属をダンプから地面に落とすときの音、大型重機で金属を積み上げる音、大型トラックへ金属を積み込む音が、70dB以上で、瞬間的には90dBを超える。また、重機で金属を押し込むために起こる揺れは地震そのものである。	28. 6. 16	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
		件				り、このまま続けば家の傾きや壁のひび割れにつながらないか不安である。自営業で毎日家におり、このような状況下で不安な生活をしていて、体調が優れず、仕事も手に付かない。よって、被申請人は、①事業所の移転、②事業の廃業、③①又は②の措置を採ることが難しい場合には、申請人が移転しても良いので、それに係る費用を全額負担、④①～③の措置を採ることが難しい場合には、防音壁を設置し当方より30m離れた場所で作業すること。			
56	三重県平成29年(調)第1号事件	防災無線からの騒音被害防止請求事件	29. 1. 24	三重県住民1人	市(代表者市長)	防災無線のスピーカーが自宅のすぐ近くに設置されており、緊急時以外の放送が85dBの音量で頻りに流れる。このような状況が続いて体調を崩し、自治会や市に相談しても解決しない。よって、被申請人は、防災無線の撤去移転若しくは緊急時以外の放送(小学校の放送、健脚運動の放送、お年寄り会の放送等)を中止すること。	29. 3. 21	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
57	三重県平成29年(調)第2号事件	金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29. 2. 21	三重県住民1人	金属加工会社	被申請人が金属加工業を始めたことで、その操業騒音と振動に悩まされ、我慢することによる精神的ストレスが続いている。よって、被申請人は、①移転すること、それが不可能な場合、騒音・振動の改善を徹底すること、②一時的な対処ではなく、日々改善に取り組むこと、③申請人が騒音・振動に対して不快を感じることなく日常生活が送れるレベルにすること。			
58	滋賀県平成29年(調)第1号事件	近隣宅からのピアノ音による騒音被害防止請求事件	29. 1. 12	滋賀県住民1人	滋賀県住民1人	申請人の妻は以前からぜん息等の持病があり、被申請人宅でのピアノの使用に伴い病状は悪化傾向にあるとともに、新たに他の病気も発症した。よって、被申請人は、①ピアノの使用に当たっては防音対策等を実施し、申請人及びその家族の日常生活に支障を来すことのないようにすること、②ピアノの使用に当たっては、①の防音対策がされない状況では、使用時間は13時から19時までの時間帯内で2時間未満とし、かつ、使用時間を一定とすること、③申請人及びその家族の体調が優れないとして連絡のあった日は、ピアノを使用しないこと。			
59	京都府平成28年(調)第1号事件	大型バス駐車場設置による騒音・振動等のおそれ公害防止等請求事件	28. 4. 14	京都府住民8人	市(代表者市長)	大型バス駐車場が設置されれば、大型バスの往来増加や路上駐車、一時停止により、騒音・振動、排気ガスによる大気汚染や悪臭、アイドリングによる低周波音等が増大し、A施設北側の道路に面した住宅街に住む住民への健康被害のおそれがある。よって、被申請人は、A施設北西部分で整備が計画されている大型バスの駐車場は、A施設北側の道路に面した住宅街・児童公園の前ではなく、A施設東側の道路に面したA施設東側に設置すること。	28. 10. 3	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
60	京都府平成28年(調)第2号事件	木材加工工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28. 5. 9	京都府住民1人	市(代表者市長) 木材加工会社	申請人は、被申請人B社が発生させた騒音により、不眠症、慢性頭痛、血圧の上昇、肩こり、無気力感等を発症し、かかる治療に金15万円を要した。また、肉体的、精神的苦痛、活動障害を受け、これを慰謝するには金500万円が相当である。よって、①被申請人A市は騒音規制法に基づく指定地域・区域・区分・規制値の設定をすること、②被申請人B社は規制値の遵守が確認できるまで、被申請人の木材加工工場を稼働しないこと、③被申請人A市及びB社は、申請人に対し、損害賠償として金515万円を支払うこと。	28. 8. 29	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
61	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長)高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
62	大阪府平成27年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの悪臭・騒音被害防止等請求事件	27. 6. 29	大阪府住民8人	スーパーマーケット	被申請人が展開するスーパーマーケットの新規開店と同時に、店舗西側排気口及び店舗屋上駐車場の排気ダクトから鮮魚・精肉、揚げ物等の異臭が発生し、申請人らは被害を受けた。さらに、来店者の車が当該店舗屋上駐車場を利用する際に、昇降スロープを通過する際に発生する騒音被害も受けている。申請人らから被申請人に上記被害に係る対策を求めたところ、排気ダクトのスイッチは切断されたものの、いまだ異臭の排出や騒音被害が続いている。よって、被申請人は、①店舗西側住宅4軒の玄関に面した排気口(10箇所)の撤去をすること、②排気ダクト(店舗屋上駐車場)の撤去若しくは住宅面を避けた北面・東面への移転又は店内でのダクト処理を行うこと、③車昇降スロープを全面アスファルト舗装の措置を講じること、④植木の手入れ、雑草の伐採と水やりの措置を採ること。	28. 4. 19	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
63	大阪府平成27年(調)第4号事件	塗装事業所からの粉じん被害防止等請求事件	27. 10. 26	大阪府住民1人	塗装会社4社	平成27年7月に、申請人の駐車場近隣の塗装工場からの塗料の粉じんが申請人の所有する車に付着し、申請人は4事業社への修繕要請、市役所等への苦情相談を行ったが解決に至らなかった。よって、被申請人らは、①工場からの塗料の粉じんにより汚れた車を修繕すること、②今後工場からの粉じんにより、車が汚れることのないように対策を採ること。	28. 4. 11	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
64	大阪府平成27年(調)第5号事件	造成工事による振動被害現状回復等請求事件	27. 11. 4	大阪府住民8人	住宅販売会社 水道工事会社	被申請人らは平成27年4月中旬から、申請人居住地直近である田の造成工事を始めた。工事着工以来、10tクラスの大型貨物自動車やミキサー車等が申請人居住地の狭い生活道路を我が物顔で走行したことや、土地改良工事用の大型コンボ等で土を掘り起こしたことによる振動で家屋壁面等に被害が発生した。よって、被申請人らは、①事業活動において被害を受けた家屋壁面等の修理、現状回復すること、②事業活動において被った精神的苦痛の謝罪をすること。	28. 4. 25	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
65	大阪府平成28年(調)第1号事件	製麺所からの騒音等被害防止請求事件	28. 1. 18	大阪府住民1人	食品製造会社	申請人は平成27年3月から被申請人製麺所に隣接する住所に居住している。申請人は製麺所から発生する騒音・低周波音等により体調を崩す等の被害を受けたため、被申請人及び市に苦情を申し入れたが、改善されない。よって、被申請人は、①騒音について規制基準値内にとどまるように騒音源の機械等の移設や防音壁設置等の対策を講じること、②低周波音を参照値内にするよう措置を講じること、③申請人宅に面している排気ダクトを移設するよう措置を講じること、④上記の措置を採らない場合は1年の猶予期間後工場を移転すること。それが不可能な場合は申請人宅を買い取る措置を講じること。			
66	大阪府平成28年(調)第2号事件	家庭用燃料電池からの騒音	28. 6. 2	大阪府住民2人	大阪府住民1人	申請人らは、家庭用燃料電池の運転音による騒音・振動により夜は不眠、日中は頭痛、胸の圧迫感があり、止まらない音にイ	29. 2. 23	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	音・振動被害防止及び損害賠償請求事件				ライラして、体の疲労は増大し、被申請人に苦情を申し入れたが改善されない。よって、被申請人は、①被申請人宅に設置した家庭用燃料電池の運転を直ちに停止し、本件家庭用燃料電池及び家庭用ヒートポンプ給湯機等の類似する機器以外の機器に変更すること、②申請人らが本件家庭用燃料電池から生じる運転音・振動による被害を避けるため、自宅から現住所に避難している間の家賃支払相当額を賠償すること、③申請人らの受けた身体的、精神的苦痛に対し慰謝料を支払うこと。			進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
67	大阪府平成28年(調)第3号事件	水産加工工場からの悪臭等被害防止請求事件	28. 8. 19	大阪府住民4人	水産加工会社	被申請人が焼却炉で発泡スチロール、プラスチックごみを燃やすことで発生する煙・悪臭により、申請人らは吐き気やのどの痛みによる被害を受け、被申請人に対して再三にわたり焼却中止を訴えたが改善されない。よって、被申請人は、事業活動を行っている工場敷地内で有毒ガス及び悪臭を発生させるごみを焼却しないこと。	29. 3. 21	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
68	大阪府平成28年(調)第4号事件	精密加工工場からの粉じん・悪臭被害防止請求事件	28. 9. 21	大阪府住民1人	市(代表者市長)精密機器製造販売会社	被申請人B社は、煙突から排煙を続けており、煙突の撤去、工場の窓の施錠及び機械の入れ替えを依頼したが、改善されない。被申請人A市については、被申請人B社に対して指導を十分に行わず、申請人に対する対応が十分でなかった。よって、被申請人B社は、①排気する悪臭煤煙などの被害を及ぼさないようにすること、②申請人宅に向けられた換気口の移設及び工場の換気を申請人宅側で行うのを中止すること、③操業時間を午前9時から午後5時までとすること、④備品の弁償、住めない場合はその補償をすること。被申請人A市は、市民の苦情に対して、誠意ある対応をすること。			
69	大阪府平成28年(調)第5号事件	車両ドア開閉音等騒音被害防止請求事件	28.11. 7	大阪府住民1人	大阪府住民1人	前回の調停で、被申請人が設置したブロック塀の遮音効果は期待には程遠く、ドアの開閉音に悩まされていた。被申請人に何度か申し入れたが、開閉音等は一向に収まる気配がない。よって、被申請人は、①現状の駐車位置で前向き駐車に変更しなければならない。または、申請人、被申請人境界と反対側に寄せて後ろ向き駐車に変更しなければならない、②ブロック塀の高さを地面からの比高で180cm以上とする積み増しと補強をしなければならない、③ブロック塀に開閉音に関する注意喚起を駐車場内に複数明示しなければならない、④契約車種に制限を設けなければならない、⑤開閉音・空吹き・長時間のアイドリング・ステレオ音響等に関する注意を契約書に明記しなければならない。	29. 2. 1	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
70	大阪府平成29年(調)第1号事件	鉄骨建材加工工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29. 2. 9	鉄骨建材加工会社	大阪府住民1人	申請人は、被申請人からの苦情を受け、防音壁を設置するなど防音対策を講じてきたが、被申請人からの苦情が止まなかった。申請人は、今後も近隣被害を生じさせない努力を続けるが、これ以上感情的対立に至らせないことが騒音紛争の解決に必要と考える。よって、被申請人は、申請人に対する苦情(騒音振動被害)につき、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を図ること。			
71	大阪府平成29年	立体駐車場からの	29. 2. 24	大阪府住民37人	不動産会社	申請人らは、本件マンション建設予定地周辺に居住しており、本件マンション工事中			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	(調)第2号事件	騒音・振動のおそれ公害防止請求事件			設計会社	に発生する騒音・振動、隣地境界線に近接して設置される機械式駐車場が発生する騒音・振動により、精神的苦痛を受け通常の生活に影響するおそれがある。よって、被申請人Aは、機械式駐車場の操業に当たり、全日特に午後10時から翌午前6時までの操作時警報音の軽減措置を採らなければならない。被申請人らは、①機械式駐車場の騒音について規制基準内にとどまる駐車場設置場所の見直しや、より低騒音の機種を選定等の対策を講じなければならない、②機械式駐車場の振動についてこれを軽減する措置を採らなければならない、③機械式駐車場へ駐車する際の排気ガスについて、隣地に被害が及ばないように設置位置を見直すか、隣地に直接排気ガスが流入しないように対策を講じなければならない、④騒音のみならず、機械式駐車場が北側隣地に与える圧迫感や日照の侵害は甚大であるため、機械式駐車場の設置位置や地上部の段数を見直さなければならない。被申請人らは、上記措置を採らない場合は、平面駐車場に計画を変更すること。被申請人Aは、①マンション建設工事中に発生する騒音・振動について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない、②工事に先立ち住民と工事協定を結び、これを遵守しなければならない、③本件調停中はマンションの建設工事を行ってはならない、④マンション建設工事中であっても上記措置を採らない場合は、工事を中断せねばならない。			
72	兵庫県平成28年(調)第1号事件	コンビニエンスストア駐車場騒音防止対策等請求事件	28. 2. 29	兵庫県住民3人	コンビニエンスストア	被申請人が経営するコンビニエンスストアの駐車場から発生する騒音等によって、自律神経の失調、精神不安、めまい、頭痛、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①緩衝帯を設けるなどの騒音防止対策を講じ、駐車場から発生する騒音を低減すること、②申請人が設置した防音窓の工事費、健康被害による治療費を含む慰謝料を支払うこと。	28. 12. 13	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
73	兵庫県平成28年(調)第2号事件	排気口悪臭防止対策請求事件	28. 9. 5	兵庫県住民1人	兵庫県住民2人	被申請人宅の排気口より発生する悪臭により、精神的苦痛、身体への影響が生じている。よって、被申請人らは、被申請人ら自宅建物の西側壁面にある排気口に、申請人の費用負担において、排気筒等の補助器具を設置することによって、排気場所を屋根以上の高い位置に変更することにより、申請人宅に直接悪臭を伴う排気が流れ込むことがないよう防止措置を講じること。			
74	兵庫県平成28年(調)第3号事件	兵庫県立高等学校野球部騒音防止対策等請求事件	28. 9. 15	兵庫県住民1人	兵庫県(代表者知事)	県立A高等学校野球部から発生される騒音により、長年において精神的苦痛を受けている。よって、県立A高等学校は、①野球部の練習に使われるバッティングケージを現在あるグラウンド東部から北西部へ移転すること、②バッティングケージ以外で行われるバッティング練習もグラウンド北西部で行うようにすること、③それ以外によって生じる騒音も騒音規制基準値内に抑えるよう尽力すること、また、低周波音を発生させる機器を極力持ち込まず、設置しないこと、④野球の硬式球が申請人の住所地に飛び込まないように防護ネットを高くすること、⑤校長は責任をもって部下及び生徒に接し、管理すること。			



No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
75	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
76	奈良県平成28年(調)第1号事件	薪風呂及び薪ストーブからの排煙による悪臭被害防止等請求事件	28. 2. 19	奈良県住民1人	宗教法人	申請人は昭和44年10月から現住所に居住しており、被申請人は昭和46年頃に申請人宅の北側に薪風呂を作り、平成26年頃に薪ストーブを設置した。薪風呂と薪ストーブ、野焼きからの排煙により自宅の洗濯物に塩化ビニールを焦がしたような悪臭が付着して困っており、また、申請人は被申請人が発生させた煙により、抑鬱神経症になり、不眠、咳、頭痛等がでて、体調を崩し、治療のために病院で睡眠導入剤、精神安定剤等を処方された。よって、被申請人は申請人に対し、①損害賠償として金100万円を支払うこと、②薪ストーブを撤去して灯油ストーブを設置すること、③薪風呂を撤去してLPガス使用の風呂を設置すること、④野焼きをやめること。			
77	奈良県平成28年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	28. 3. 22	奈良県住民3人	食品加工会社	申請人ら多数の住民は、被申請人の食肉加工により生じる肉と油で揚げる臭いにより油酔いをし、さらに、低周波を伴う機械の騒音等の結果精神的、身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、上記のような被害を抜本的に解決するために、①早期に移転すること、②次善の策として、平日の午後6時から午前8時までと、日祝日はボイラーと換気扇を停止させること、消音装置又は騒音遮断装置、脱臭装置を設置すること。	29. 2. 9	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
78	奈良県平成28年(調)第3号事件	水道管からの漏水による地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件	28. 6. 9	不動産会社	市(代表者市長)市企業局(代表者公営企業管理者)	申請人らが申請人所有地の前の道路に埋設した水道管が破裂し、その漏水により、地盤が沈下し道路の一部、道路に併設する白壁及び申請人所有敷地内の斜面が崩落した事故(以下、「本件事故」という。)は、老朽化した水道管のメンテナンスを怠った被申請人らの怠慢により発生し、本件事故後、申請人の敷地内の建物の壁の亀裂は広がり、石の階段に大きなずれが生じている。また、北側玄関の側溝部分にもずれが確認されており、このことから申請人所有地の地下は漏水により空洞ができ、極めて危険な状況にある。一方で漏水事故に関し、被申請人らは事故の原因に関する十分な説明をせず、申請人土地・建物の危険防止策を講ずるための話合いの場も設けておらず、早急に申請人土地・建物の危険防止策を講じる必要がある。よって、被申請人らは、①物件目録記載の土地及び家屋に対し、崩壊や倒壊等の二次災害が発生しないよう緊急的な処置をすること、②本件事故により損害を受けた物件目録記載の土地及び家屋の修復並びに土地の地盤改良、不同・不等沈下の永久的な保全をすること、③本件事故による損害の補償として本件土地・建物が修復され、安全に営業が再開できる状態に至るまで一日当たり9万円の金員の支払をすること。	28. 11. 18	調停申請却下	調停委員会は、本申請は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争」が生じた場合には当たらないことから、公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法なものであり、かつ、その欠陥は補正することができないものと認められるため、本件申請を却下することとし、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
79	岡山県 平成29年 (調)第1 号事件	事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29. 2. 28	岡山県 住民1人	断熱材取付・解体業者	被申請人会社は、断熱材の取付、解体工事を業としており、平成28年3月頃から事業所の建設を開始し、同年9月頃から事業所を稼働しているが、建設開始以来、各種の騒音や大気汚染（トラックの排気ガス）に悩まされ続けている。よって、被申請人は、①申請人に対し、被申請人会社事務所における操業によって、申請人住所所在地の申請人宅との敷地境界において、午前6時から午後10時までは60dB以上、午後10時から午前6時までは50dB以上の音量を侵入させないこと、②前記事業所において、申請人宅との敷地境界から10m以内で車両の暖機運転を行わないこと、③前記事業所における、申請人宅との敷地境界部分において、別紙設備目録記載の設備（防音フェンス及びカーポート）、又は、これと同等の大きさ、機能を有する設備を設置すること、④被申請人は申請人に対し、金30万円を支払うこと。			
80	広島県 平成27年 (調)第1 号事件	金属加工工場からの騒音被害防止等請求事件	27. 4. 17	広島県 住民2人	金属加工会社	申請人は、被申請人工場からの異常な作業騒音により、体調不良（頭痛、高血圧、視力低下、ノイローゼ等）となったため、被申請人に対し、再三にわたり騒音を下げよう依頼したが、被申請人に規制基準を遵守する意思及び誠意はなく、市役所の指導だけでは、本気の改善がされない。よって、被申請人は、①工場から発生する騒音を、法令で定める規制基準値以内に抑えること、②7年以上迷惑をかけてきたことに対して謝罪すること、③慰謝料として金500万円を支払うこと。			
81	広島県 平成28年 (調)第1 号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	28.10.17	広島県 住民1人	自動車解体業者	被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人に対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、被申請人の作業内容を改善すること。			
82	徳島県 平成28年 (調)第1 号事件	取水口の設置予定位置の変更による水質汚濁のおそれ公害防止請求事件	28. 8. 24	漁業関係 団体	国（代表者農林水産大臣）	当初予定していた取水口の位置を変更することによる水流、水位、水質等の変化や魚類の取水口への迷入により、魚類の遡上が大きく阻害され、漁業に大きな影響が生じる危険性や、取水口設置による水量、水質等の変化により、多数の魚やカニの生態系に影響が出る可能性がある。よって、被申請人は、①取水口の設置予定位置の変更により、影響を受けると考えられる稚魚及び仔魚に対する適切な環境影響対策を実施すること、②①の環境影響対策が確定するまで工事を中断すること。	28.10.13	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
83	愛媛県 平成28年 (調)第1 号事件	風車建設による低周波音等のおそれ公害防止等請求事件	28. 6. 14	愛媛県 住民157人	風力発電会社4社	申請人らは、被申請人らが建設を予定している各風車群から、低周波音を含む騒音被害を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①風車が建設された場合の低周波音等の予測内容を、予測手法を含めて明らかにすること、②居住地の年間の気象条件に基づき、尾根から谷部への伝播を考慮した低周波音予測を明らかにすること、③各風車間の低周波音等の共振を含め、その予測を明らかにすること、④上記①から③を明らかにして、被害予測の妥当性及び対策等を協議すること、⑤発電所内への立入調査、低周波音調査等に関する協定を締結すること、⑥上記①から⑤を実行しない場合、風車全ての建設を中止すること。	28.12.27	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
84	高知県平成28年(調)第1号事件	食品加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	28. 7. 4	高知県住民1人	缶詰製造会社	申請人は、被申請人の操業する工場から発生する騒音により、血圧上昇、耳鳴り、動悸等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①防音壁、吸音壁及び防臭壁等を設置するなどして被申請人の操業する工場から発生する騒音、悪臭を低減させること、②工場の操業時間を9時から17時までとし、夜間、土曜日、日曜日及び休日の操業を行わないこと、③上記①から②の措置を採らない場合、工場を移転すること。	28.12. 7	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
85	福岡県平成27年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	27.12.15	福岡県住民1人	学校法人	幼稚園からの騒音(園児の声、ピアノの音等)によって、申請人の生活及び歯科医院での診療に影響が出ており、また被申請人が幼稚園の園舎の窓を開けているため、申請人は、いつも住居内が見られているという精神的負担を負っている。よって被申請人は、①防音壁を設置するなどして、幼稚園からの騒音を低減すること、②申請人に対し、同園からの騒音を低減する目的で申請人が行った防音工事費用151万1,611円を支払うこと、③同園の園舎の窓から申請人が見えないようにする措置を採ること。	28.10. 6	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
86	福岡県平成28年(調)第1号事件	飲食店からの低周波音被害防止請求事件	28.12. 9	福岡県住民1人	飲食店経営会社	平成14年頃、被申請人店舗のリフォームを契機として激しい騒音が生じ、南側に居住する申請人は日常生活に支障を生じるようになり、申請人と近隣の住人が併せて苦情を申し入れ、排気ダクトの回転数の調整、二台あったダクト一台について停止等の対症的改善措置を講じてもらっていたが、機械が老朽化するにつれて騒音はひどくなっていった。平成28年4月には、被申請人は空調設備の大規模改修を行い、騒音は改善した。しかし、騒音が収まると同時に深夜帯にボーッという鈍い響きが感得され、申請人は不眠に悩まされるようになった。申請人が知覚したのは微かな音と音にならないような頭の中で「ボーッ」「ゴーッ」という低い響きであり、店舗に室外機を止めてもらおうと感得されなくなることから、被申請人らの空調排気設備の作動を原因とする低周波であることは明らかである。申請人の身体症状は、不眠、頭痛、耳鳴り、手のしびれを中心とするものであり、内科医及び心療内科医を受診しても原因不明との診断であるが、症状は増悪する一方である。よって、被申請人は、①A店について低周波の発生を軽減防止する措置を講じること、②①の措置を採らない場合は、平成29年6月末日までに上記店舗を現所在地から移転すること。	29. 3. 7	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
87	佐賀県平成26年(調)第1号事件	病院の焼却設備からの排煙による悪臭被害防止等請求事件	26. 7. 31	佐賀県住民1人	医療法人	被申請人の病院敷地内に設置されている焼却設備の排煙の悪臭・異臭により、申請人は生活に支障を来すとともに、健康被害・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①焼却設備の稼働を直ちに停止すること、②焼却設備を他に移転すること、③申請人に対し、金200万円の損害賠償金を支払うこと、④平成26年8月1日以降、焼却設備の稼働停止期間を除き、1か月当たり10万円の損害賠償金を支払うこと。	28. 5. 31	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、当事者双方から受諾しない旨の回答がなかったことから、調停が成立したものとみなされ、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
88	佐賀県 平成27年 (調)第1 号事件	金属加工 工場から の騒音被 害防止請 求事件	27. 6. 24	佐賀県 住民2人	金属加工 会社	被申請人の操業する金属加工工場は、申請人らの住宅敷地場と境界により接している。そのため、操業に伴う様々な騒音（工場の扉の開閉音、工場内での金属加工音、敷地内にトラックが出入りする際の音、クレーンで鉄板や鉄パイプを移動させる際の音等）により、申請人の平穏な生活環境が奪われている。よって、被申請人は、以下の音量を超える騒音は発生させないこと。 ① 昼間:50dB、② 朝・夕:45dB、③ 夜間:45dB	28. 6. 16	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
89	熊本県 平成28年 (調)第1 号事件	マンションからの音楽による低周波音被害防止請求事件	28. 12. 1	熊本県 住民1人	熊本県 住民1人	申請人は、隣接マンションの一室からの重低音の音楽による低周波音により、頭痛、不眠、動悸、圧迫感などの症状が続き、心療内科において自律神経失調症と診断された。よって、被申請人は、夜間(23時～6時)の音楽を消すこと。			
90	熊本県 平成29年 (調)第1 号事件	エアコン 室外機から の騒音被 害防止請 求事件	29. 2. 27	熊本県 住民2人	熊本県 住民2人	申請人宅近隣に新築された被申請人宅のエアコン室外機（隠蔽配管）の音により、不眠、耳鳴り、めまい等体調不良が続いている。よって、被申請人は、①被申請人宅の室外機を申請人の費用負担にて移設すること、②移設が無理な場合、室外機の前に防音フェンスを設置すること、なお、この場合、防音効果が不明であるため、フェンス費用は申請人及び被申請人で折半することとし、また、数十年先に防音フェンスの効果が低下した場合には、買換えのフェンス費用も折半とする。			
91	大分県 平成28年 (調)第1 号事件	福祉施設 からの騒 音・悪臭 等被害防 止請求事 件	28. 3. 9	大分県 住民6人	医療法人	申請人らは、被申請人の施設に設置された空調設備の室外機からの騒音ないし低周波により、安眠妨害を受け、体調不良を生じている。また、設備から発生する臭いや託児所の子供達の泣き声などに悩まされている。よって、被申請人は、①室外機の音を防音するための壁を施工すること、②施設内の設備から発生する水の音や臭いの対策を採ること、③託児所を移転すること。	29. 1. 27	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
92	大分県 平成29年 (調)第1 号事件	鉱物堆積 による水 質汚濁被 害防止及 び損害賠 償請求事 件	29. 2. 7	飲食店経 営会社	非鉄金属 会社	申請人は、被申請人の事業活動に伴い発生した有害な鉱物による岩牡蠣の重金属汚染により、事業を継続することができなくなった。よって、被申請人は①A海域西端一帯の海底に堆積した生態系に有害な鉱物を速やかに除去すること、②金4,380万円の損害を賠償すること。	29. 3. 16	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
93	宮崎県 平成28年 (調)第1 号事件	廃棄物処 理施設から の騒音・振 動等被害 防止請求 事件	28. 4. 15	工業団地 協同組合	廃棄物処 理業者	被申請人は廃棄物処理業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、粉じん等により、申請人組合に加入している会社は、社員が心理的・感覚的被害を受けているほか、会社設備等の破損等の被害も発生している。よって、被申請人は、廃棄物処理事業の稼働による騒音、振動、汚水、粉じん及び悪臭等の公害被害を解消するための必要かつ十分な措置を講じるまで、同事業の稼働を停止すること。	29. 3. 23	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
94	沖縄県平成27年(調)第1号事件	製糖工場騒音・振動等に関する被害防止請求事件	27. 10. 27	沖縄県住民1人	食品製造会社	被申請人の工場が稼働することにより、申請人宅において騒音・低周波音・振動による自宅建物のがたつき、亀裂、睡眠妨害等の被害及びばいじん等排出物飛散による汚染の被害が生じている。よって、被申請人は、①12～4月頃の製糖シーズンにおいて、工場から発する夜間の騒音・低周波音・振動が申請人宅に届かないよう必要な措置を講ずること。②上記製糖シーズンにおいて、ばいじん等の排出物が申請人宅に飛散することがないように、遮蔽などの必要な措置を講ずること。	28. 4. 25	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
95	沖縄県平成28年(調)第1号事件	資材置場からの騒音・粉じん等被害防止請求事件	28. 9. 12	沖縄県住民3人	建設資材製造販売会社	重機トラックなどによる一般粉じん、騒音及び排気ガス、石炭灰・焼却灰による粉じんの飛散があり、窓が開けられない状態である。また、健康被害についても心配している。よって、被申請人は、①電力会社から購入した石炭灰・ごみ焼却場の熔融スラグなどの搬入を、即座に中止すること、②熔融灰・熔融スラグなどを平成28年12月31日までに事業場から撤去移動すること、③熔融灰・熔融スラグなどの撤去移動の際は、重機トラックなどの騒音・粉じん・排気ガスなどに細心の注意を払い、住宅街生活道路を通行すること。	29. 3. 13	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。